二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字芹ケ作一〇八の四四（次の図に示す部分に限る。）、一一一、字栃棚一〇一の八三・一〇一の八九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三の一、一〇一の七五、一〇一の八七、一〇一の九五
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年一月五日
農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
群馬県吾妻郡東吾妻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、東吾妻町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
東吾妻町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第一号

駐車場法施行規則（平成十二年運輸省建設省令第十二号）第七条第一項の規定により、同規則第五条第一項の登録認証機関を登録したので、同規則第二十一条第一号の規定に基づき公示する。
平成二十七年一月五日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十七年一月五日
二　登録番号　第一号
三　氏名又は名称　公益社団法人立体駐車場工業会
四　住所　東京都中央区新川二丁目九番九号
五　法人である場合の代表者の氏名　会長　佐野博一
六　法人である場合の認証事務を行う役員の氏名
専務理事　原田治彦
七　認証事務を行う事務所の名称　公益社団法人立体駐車場工業会
八　認証事務を行う事務所の所在地　東京都中央区新川二丁目九番九号
九　認証事務を開始する年月日　平成二十七年一月五日

○国土交通省告示第二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第三回）及び事業計画の変更（第三回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。
平成二十七年一月五日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十七年一月六日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　茨城県つくば市竹園一丁目二番地
一　独立行政法人都市再生機構茨城業務部
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十七年一月五日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
本谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十七年建設省告示第千三百四十六号で指定した同号二六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
愛媛県東温市河之内
字坂本　乙一〇九九番　一号から三号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から九号までを順次結んだ線及び標柱四号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第千三百四十六号で指定した同号二六に掲げる土地の区域を除く。）
愛媛県東温市河之内
字百合照　甲三六〇番二　四号
甲三六九番　七号
字坂本　乙一〇九六番　五号
乙一〇五六番　六号
乙一〇六六番二　八号
字下り藤　甲三八八番　九号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
堂面川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第千三百四十六号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
愛媛県西予市明浜町宮野浦
甲六六二番一　一号
甲六五九番一　二号
乙一一四番　三号
乙一一三番四　四号
乙一一二番一　五号
乙一一二番二　六号
乙一〇三番一　七号
甲五四一番　八号
乙九八番五　九号
甲五三一番一　十号から十二号まで
甲五二九番　十三号
甲五二二番二　十四号
甲六七五番三　十五号

○国土交通省告示第四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十七年一月五日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西熊田五号沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
栃木県那須烏山市熊田
字西山　一二六四番
一二六六番
一二六九番一及び一二六九番二
一二七〇番
一二七〇番地先白地
一二七一番一
一二七二番及び一二七三番
一二七九番一及び一二七九番二
一二八一番
一二八二番一及び一二八二番二
一二九〇番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
栃木県那須烏山市熊田
字西山　一二六六番　一号から四号まで及び七号
一二八二番一　五号
一二八三番　六号
一二六六番地先白地　八号